

## 電子メール又は NACCS による証明書の発行申請手続

### 1. 証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式 10 に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書の発行申請先に提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあつては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCS により発行申請を行う場合（登録認定機関への申請の場合に限る。）

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されている NACCS 掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又は NACCS を利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに送付すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であつて、1. (1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあつては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について申請先とあらかじめ調整すること。

## インドネシア向け輸出水産食品の検査手順等

## 1. 検査対象動物

検査対象動物は、国際獣疫事務局（OIE）の基準に定められている OIE リスト疾病の感受性種であり、農林水産省ホームページに別途掲載されている情報を輸出の都度確認すること。

## 2. サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、積荷の確認を行うとともに、3. に掲げる判定を行うに当たって、1ロットの梱包数（N）に応じて、以下に示す開梱数（n）を目安として開梱する。

1 ロットの梱包数（N）	開梱数（n）
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※ 1 ロットの梱包数が3に満たない場合は、開梱数（n）は1とする。

## 3. 官能検査基準

## (1) 外観が確認できる食品の判定基準

項目	判定基準
外観	鱗感染症による潰瘍、白斑等の目に見える異常が認められないこと。

## (2) 外観の確認が困難な食品の判定基準

判定基準
① 加熱加工されていること。（製造工程表等により確認） （例1）密封の状態で加熱殺菌された製品（121℃3.6分間） （例2）低温殺菌された製品（90℃10分間） （例3）機械で乾燥された内臓除去製品（100℃30分間） （例4）魚油、魚粉
② 原材料が（1）の判定基準を満たしていること。（誓約等により確認）

※ 上記①、②のいずれかを満たしていること。

## 4. 養殖場基準（インドネシア向け輸出水産食品が養殖水産動物由来の場合）

判定基準
少なくとも過去2年間、OIE リスト疾病の発生報告がないこと。

※ OIE リスト疾病の国内での発生状況については、農林水産省ホームページに別途掲載されている情報を輸出の都度確認すること。

## インドネシア向け輸出水産食品の官能検査の運用

### 1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（本要綱の趣旨を理解し、適切に官能検査を遂行する能力を有する者）を選任すること。

### 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添 2 に規定する検査手順に従って官能検査を実施し、同 2 の 3. に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認の上、別紙様式 9 にこれらの結果を記録するとともに、証明書発行申請書（別紙様式 5）の「2. 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、官能検査の記録に当たっては、官能検査を実施したことが確認できれば、別紙様式 9 によらず任意の様式を用いて差し支えない。

輸出者は、官能検査の結果が記載され、又は記録された情報を 3 年間保管すること。

### 3. その他

品質確認者は、輸出者が輸出しようとする水産食品について別添 2 に掲げる官能検査のほか、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 証明書発行申請書の内容と実態に齟齬がないこと。

### 4. 官能検査の検証

輸出者は、衛生証明書の申請日以前 1 年間に 1 回以上、施設認定申請先の証明書発行機関が実施する官能検査を受検し、別添 2 の 3. の官能検査基準を満たしていることを確認すること。品質確認者は、当該検査に立ち会い、自ら行う官能検査方法の妥当性について検証を行うこと。

なお、本運用に基づく手続を実施している場合であって、1 年に 1 回以上の官能検査の検証を行い輸出することを 3 年以上継続した実績があり、直近の過去 3 年間の官能検査結果及び品質管理者による官能検査の方法に問題が認められないときには、検証に係る頻度を 3 年間に 1 回以上とすることができるものとする。

## FAO 漁獲統計海区 (FAO Fishing Area) の水域名

海区番号	海区名 (英名)	水域名 (和訳名)
1 8	Arctic Sea	北極海
2 1	Atlantic, Northwest	北西大西洋
2 7	Atlantic, Northeast	北東大西洋
2 7. 3	Baltic Sea	バルト海
3 1	Atlantic, Western Central	中西大西洋
3 4	Atlantic, Eastern Central	中東大西洋
3 7	Mediterranean	地中海
3 7. 4	Black Sea	黒海
4 1	Atlantic, Southwest	南西大西洋
4 7	Atlantic, Southeast	南東大西洋
5 1	Indian Ocean, Western	西インド洋
5 7	Indian Ocean, Eastern	東インド洋
6 1	Pacific, Northwest	北西太平洋
6 7	Pacific, Northeast	北東太平洋
7 1	Pacific, Western Central	中西太平洋
7 7	Pacific, Eastern Central	中東太平洋
8 1	Pacific, Southwest	南西太平洋
8 7	Pacific, Southeast	南東太平洋
4 8	Atlantic, Antarctic	南極洋
5 8	Indian Ocean, Antarctic	
8 8	Pacific, Antarctic	